

新	旧
<p style="text-align: center;">茨城県感染症発生動向調査事業実施要項</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 目的 (略)</p> <p>第3 対象感染症</p> <p>1 診断された者の全てを届け出る（以下、「全数把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症～四類感染症 (略) ・五類感染症（全数） (64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、<u>(79)多剤耐性緑膿菌感染症</u>、<u>(80)梅毒</u>、<u>(81)播種性クリプトコックス症</u>、<u>(82)破傷風</u>、<u>(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u>、<u>(84)バンコマイシン耐性腸球菌感染症</u>、<u>(85)百日咳</u>、<u>(86)風しん</u>、<u>(87)麻しん</u>、<u>(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u> ・新型インフルエンザ等感染症 (略) ・指定感染症 (略) <p>2 指定届出機関（以下、「定点」という。）から届け出る（以下、「定点把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五類感染症（定点） <u>(89)RSウイルス感染症</u>、<u>(90)咽頭結膜熱</u>、<u>(91)インフルエンザ</u>（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、<u>(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</u>、<u>(93)感染性胃腸炎</u>、<u>(94)急性呼吸器感染症</u>（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、<u>(95)急性出血性結膜炎</u>、<u>(96)クラミジア肺炎</u>（オウム病を除く。）、<u>(97)細菌性髄膜炎</u>（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、<u>(98)新型コロナウイルス感染症</u>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、<u>(99)水痘</u>、<u>(100)性器クラミジア感染症</u>、<u>(101)性器ヘルペスウイルス感染症</u>、<u>(102)尖圭コンジローマ</u>、<u>(103)手足口病</u>、<u>(104)伝染性紅斑</u>、<u>(105)突発性発しん</u>、 	<p style="text-align: center;">茨城県感染症発生動向調査事業実施要項</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 目的 (略)</p> <p>第3 対象感染症</p> <p>1 診断された者の全てを届け出る（以下、「全数把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症～四類感染症 (略) ・五類感染症（全数） (64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、<u>(79)梅毒</u>、<u>(80)播種性クリプトコックス症</u>、<u>(81)破傷風</u>、<u>(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u>、<u>(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症</u>、<u>(84)百日咳</u>、<u>(85)風しん</u>、<u>(86)麻しん</u>、<u>(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u> ・新型インフルエンザ等感染症 (略) ・指定感染症 (略) <p>2 指定届出機関（以下、「定点」という。）から届け出る（以下、「定点把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五類感染症（定点） <u>(88)RSウイルス感染症</u>、<u>(89)咽頭結膜熱</u>、<u>(90)インフルエンザ</u>（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、<u>(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</u>、<u>(92)感染性胃腸炎</u>、<u>(93)急性呼吸器感染症</u>（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、<u>(94)急性出血性結膜炎</u>、<u>(95)クラミジア肺炎</u>（オウム病を除く。）、<u>(96)細菌性髄膜炎</u>（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、<u>(97)新型コロナウイルス感染症</u>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、<u>(98)水痘</u>、<u>(99)性器クラミジア感染症</u>、<u>(100)性器ヘルペスウイルス感染症</u>、<u>(101)尖圭コンジローマ</u>、<u>(102)手足口病</u>、<u>(103)伝染性紅斑</u>、<u>(104)突発性発しん</u>、

(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107)ヘルパンギーナ、(108)マイコプラズマ肺炎、(109)無菌性髄膜炎、(110)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111)流行性角結膜炎、(112)流行性耳下腺炎、(113)淋菌感染症

- ・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症（定点）
（略）

3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象
（略）

第4 実施主体
（略）

第5 実施体制の整備
（略）

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(86)及び(87)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(86)及び(87)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に基づき診断した医師及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。当該届出はサーベイランスシステムへの入力により行うことを原則とするが、サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ～キ

（略）

2 全数把握の五類感染症（第3の(75)、(86)及び(87)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(75)、(86)及び(87)を除く。）の患者等を診断した医師及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。当該届出はサーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ～カ

（略）

(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)ヘルパンギーナ、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症、(111)流行性角結膜炎、(112)流行性耳下腺炎、(113)淋菌感染症

- ・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症（定点）
（略）

3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象
（略）

第4 実施主体
（略）

第5 実施体制の整備
（略）

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に基づき診断した医師及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。当該届出はサーベイランスシステムへの入力により行うことを原則とするが、サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ～キ

（略）

2 全数把握の五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者等を診断した医師及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。当該届出はサーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ～カ

（略）

3 定点把握の五類感染症

- (1) 届出対象とする感染症の状態
(略)
- (2) 定点の設置

疾病対策課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、水戸市、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点として指定された医療機関は、(イ)の急性呼吸器感染症定点（(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)の届出を行う定点医療機関をいう。以下、同じ。）として協力するよう努めること。

(イ) 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち第3の(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、上記(ア)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記(オ)に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第3の(91)及び(98)の入院患者に限定されることに留意すること。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち第3の(95)及び(111)に掲げる感染症については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち第3の(100)から(102)まで及び(113)に掲げる感染症については、産婦人科、産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)、(97)、(106)及び(108)から(110)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第3の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)を対象感染症とする。

(イ) 急性呼吸器感染症病原体定点

急性呼吸器感染症定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第3の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)、(108)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原

3 定点把握の五類感染症

- (1) 届出対象とする感染症の状態
(略)
- (2) 定点の設置

疾病対策課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、水戸市、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点として指定された医療機関は、(イ)の急性呼吸器感染症定点（(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)の届出を行う定点医療機関をいう。以下、同じ。）として協力するよう努めること。

(イ) 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち第3の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、上記(ア)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び別途後記(オ)に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第3の(90)及び(97)の入院患者に限定されることに留意すること。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち第3の(94)及び(111)に掲げる感染症については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち第3の(99)から(101)まで及び(113)に掲げる感染症については、産婦人科、産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第3の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とする。

(イ) 急性呼吸器感染症病原体定点

急性呼吸器感染症定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第3の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)、(107)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原

体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(ウ) 眼科病原体定点

眼科定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第3の(95)及び(111)を対象感染症とする。

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第3の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(97)及び(109)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(オ) (第3の(106)及び(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関する情報については、1週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とし、毎週報告する。なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(91)及び(98)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。(2)のアの(エ)及び(オ) (第3の(106)及び(110)に関する患者情報)に関する患者情報は、各月を調査単位とし毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1月1日を基準として決定するものとする。

イ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点に関するものについては、第3の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)、(108)については、1週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点は、第3の(98)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(略)

イ 病原体定点

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (2)のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第3の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)の対象感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

(エ) (略)

ウ 検体等を所持している医療機関等

(略)

エ 保健所

(略)

オ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検体等及び「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体)(別記様式1)」が病原体定点から送付された場合には、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体定点に通知するとともに、各保健所、疾病対策課及び県感染症情報センターに報告する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体採取については、必要に応じて各保健所と連絡調整を行う。

体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(ウ) 眼科病原体定点

眼科定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第3の(94)及び(111)を対象感染症とする。

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第3の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(96)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(オ) (第3の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関する情報については、1週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とし、毎週報告する。なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)及び(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。(2)のアの(エ)及び(オ) (第3の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報)に関する患者情報は、各月を調査単位とし毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1月1日を基準として決定するものとする。

イ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点に関するものについては、第3の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)、(107)については、1週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点は、第3の(97)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(略)

イ 病原体定点

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (2)のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第3の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)の対象感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

(エ) (略)

ウ 検体等を所持している医療機関等

(略)

エ 保健所

(略)

オ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検体等及び「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体)(別記様式1)」が病原体定点から送付された場合には、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体定点に通知するとともに、各保健所、疾病対策課及び県感染症情報センターに報告する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体採取については、必要に応じて各保健所と連絡調整を行う。

(イ) 第3の(98)については、(4)のイの(エ)で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ 県感染症情報センター

(略)

キ 疾病対策課

(略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(略)

第7 法13条に基づく獣医師の届出

(略)

第8 その他

(略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(イ) 第3の(97)については、(4)のイの(エ)で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ 県感染症情報センター

(略)

キ 疾病対策課

(略)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(略)

第7 法13条に基づく獣医師の届出

(略)

第8 その他

(略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要項の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要項は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この要項は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要項の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要項は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。